

⑤

(仮称) 市民交流プラザ整備工事設計業務委託
特記仕様書 (案)

令和2年3月

中 津 川 市

(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務委託特記仕様書(案)

I 業務概要

1. 業務名称

(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務

2. 目的

本業務は、「(仮称)市民交流プラザ整備実施計画」に基づく、「(仮称)市民交流プラザ」の整備に向けた設計業務を行う。

3. 計画施設概要

(1)施設名称:(仮称)市民交流プラザ

(2)敷地の位置:中津川市新町1952番1、1750番1、1749番2 他

(3)施設用途:複合施設

子育て支援機能、市民交流機能、学び機能、観光機能(各機能の詳細については、「(仮称)市民交流プラザ整備実施計画」による)を集約した複合施設を整備する。

4. 設計と条件

(1)敷地の条件

a. 敷地面積:約3,600㎡

b. 用途地域:都市計画区域内・市街化指定なし

敷地北側:商業地域(建ぺい率80%、容積率400%)

敷地南側:近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%)

c. 防火地域:防火地域(北側市道中心より30m内)、準防火地域

d. 地質:平成22年度に調査実施済

(2)施設の条件

a. 延べ面積:約4,800㎡

b. 主要構造:建築基準法等関係法令に適合したもの

c. 駐車場:敷地内及び周辺市街地に計画する。

d. 駐輪場:敷地内または周辺市街地に計画する。

e. 外構:一式

(3)建設の条件

a. 想定建築工事費:20～23億円(税込、ただし外構工事費、特殊設備費等は含まない。)

b. 想定建設工期:約17ヶ月(令和3年11月～令和5年3月)

(4)耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- a. 構造体:Ⅱ類
- b. 建築非構造部材:B類
- c. 建築設備:乙類

(5)設計時の検討事項

a. 施設全体

- ・利用者にとっても管理する側にとっても、安全で使いやすい施設とすること。
- ・施設内は利用者にとってわかりやすい機能的な動線により、十分に機能発揮できる諸室配置とすること。
- ・施設を有効的に活用し、創造的な展開が可能となるようなフレキシブルさ(柔軟性)を重視するほか、将来の空間構成・設備変更にも対応できるよう配慮すること。
- ・意匠や用途に合わせて、木材などの地元産材をできる限り利用し、柔らかかで温かみのある感触に触れることで、中津川市らしい特有の雰囲気を感じられるように配慮すること。
- ・誰でも心地よく、くつろいで利用したくなるような施設内外の色彩やデザイン性を採用すること。
- ・市民や観光客への情報環境向上のため、公衆無線 LAN サービスを導入するとともに、ロッカーや印刷機の設置など、利用者の利便性向上につながる機能について導入を検討すること。

b. ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての利用者が利用しやすい施設とすること。
- ・乳幼児をはじめ、妊婦や障がい者、高齢者など幅広い人々の利用に対応するため、バリアフリーに配慮した通路幅、エレベーター、トイレ等のフロア設計に配慮すること。

c. 景観への配慮

- ・建設予定地は、歴史街道中山道に沿っていた昔ながらの景観が残る閑静な住宅街に位置しているため、周辺の景観や文化、地域性に配慮しつつ、交流の拠点としてふさわしい外観デザインに配慮すること。
- ・周辺の住宅地の住み心地やまちの景観に違和感を生じさせない外観や高さとし、地域性に見合った敷地内のデザインや緑化を図ること。

d. 埋設杭の活用

- ・前建設工事において埋設されている杭はできる限り有効に利用すること。
- ・埋設杭の活用にあたっては、法令及びコンプライアンスの遵守と審査機関との必要な協議を行うこと。

e. 環境・長寿命への配慮

- ・省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、自然採光・自然通風を有効的に活用すること。

- ・エネルギー使用量を削減するため、LED 照明や高効率空調設備の導入などのほか、再生可能エネルギーの活用を検討し、環境負荷低減を意識した施設とすること。
- ・日々の建物の清掃やメンテナンス、長期にわたるライフサイクルコストなど維持管理コスト低減を考慮した設計とすること。
- ・複雑な形状、構造は避け、維持管理しやすく、経年劣化に強い施設とすること。

f. 防災への対応

- ・災害時における避難所としての活用も念頭に、災害時必要な支援、支援物資の確保ができる施設とすること。

g. 屋上の利用検討

- ・屋上には、眺望や遊び、くつろぎなどを目的とした空間活用も検討すること。

h. セキュリティの確保

- ・休日や夜間に営業する施設機能がある場合、営業時間と利用者及び施設の安全面を考慮した配置設計に配慮すること。
- ・個人情報などの保護や子どもたちを危険から守るため、必要な防犯対策を図ること。

(6) 設計と条件の資料

- (仮称) 市民交流プラザ整備実施計画
- 地盤調査報告書 一式(貸与する)
- 中津川市立図書館建設事業建築主体工事報告書 一式(貸与する)
- その他、設計業務に必要となる詳細な条件については、発注者と受注者において確認・協議する。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年7月31日まで(予定)

- ・基本設計: 契約締結日の翌日～令和2年12月31日(予定)
- ・実施設計: 令和3年1月1日～令和3年7月31日(予定)

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という。)によるものとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

1. 管理技術者等の資格要件等

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- ・管理技術者は専任を原則とする。

(2) 担当主任技術者の資格要件は、次により、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算の分野毎に1人配置するものとする。

- a. 意匠担当
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・意匠担当主任技術者は専任を原則とする。
- b. 構造担当
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士
- c. 電気設備担当
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士
- d. 機械設備担当
 - ・建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士
- e. 積算担当
 - ・(社)日本建築積算協会の行う建築積算資格試験に合格し、登録を受けている建築積算士

2. プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、「(仮称)市民交流プラザ整備工事設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領」中、様式-2(選任誓約書)で選任した業務体制により業務を履行する。ただし、変更すべき特段の事由が生じた場合においては、発注者と受注者との協議によって決定する。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本設計業務

- ・建築(意匠)基本設計に関する標準業務
- ・建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務
- ・外構(駐車場を含む整備予定地内すべて)基本設計に関する業務
- ・備品、什器レイアウト計画並びにサイン基本設計に関する業務
- ・概算工事金額の検討に関する業務

(2) 実施設計業務

- ・建築(意匠)実施設計に関する標準業務
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務
- ・電気設備実施設計に関する標準業務
- ・機械設備実施設計に関する標準業務

- ・外構(駐車場を含む整備予定地内すべて)実施設計に関する業務
 - ・備品、什器レイアウト計画並びにサイン実施設計に関する業務
- (3)積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成等)
- ・建築積算
 - ・電気設備積算
 - ・機械設備積算
 - ・その他積算
- (4)その他
- ・日影図の作成
 - ・透視図作成(基本設計時及び実施設計時、各外観2枚以上及び内観4枚以上)
 - ・模型製作(縮尺1:500程度 ボリューム模型)
 - ・部屋別面積表の作成
 - ・建築確認申請手続き等に関する資料の作成及び手続業務
 - ・関係法令等に基づく各種申請資料作成及び手続業務(建築物省エネ法、岐阜県福祉のまちづくり条例)
 - ・県産材・県産品活用検討書の作成
 - ・ZEB化仕様検討と評価
 - ・関係法令等に基づく各種検査・調査
 - ・地盤調査(必要箇所)
 - ・既存建物の取壊しに関する設計図及び設計書の作成
 - ・関係者等との設計内容に関する協議及び必要書類の作成
 - ・住民等への説明会等を開催する場合に必要な資料の作成及び出席
 - ・その他、会議等に必要な資料の作成及び出席
 - ・維持管理費概算書の作成
 - ・使用材料の資料収集
 - ・概略工事工程表の作成

4. 業務の実施

(1)一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 設計と条件を変更することが生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。
- e. 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省人化や工事日数短縮)に配慮する。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは、次の時期に行い、打合せした内容について速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理責任者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本設計業務は、以下に掲げる最新の技術基準等を適用する。受注者は設計業務の対象である施設の設計内容及び設計業務の実施内容が技術基準等に適合するよう設計業務を実施しなければならない。なお、特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して決定する。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準(平成25年版)
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン(平成27年版)
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年版)
- ・官庁施設の環境保全性基準(平成29年版)
- ・官庁施設の防犯に関する基準(平成21年版)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成18年版)
- ・建築設計業務等電子納品要領(平成30年版)
- ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)
- ・公共建築工事積算基準(平成28年12月版)
- ・公共建築工事共通費積算基準(平成28年12月版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準(平成31年版)
- ・公共建築工事積算基準等資料(平成31年版)
- ・営繕工事積算チェックマニュアル(平成30年版)
- ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準(平成28年版)
- ・建設工事設計図書作成基準の資料(平成28年版)
- ・敷地調査共通仕様書(平成27年版)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)
- ・建築設計基準(平成26年版)
- ・建築設計基準の資料(平成27年版)
- ・建築構造設計基準(平成30年版)
- ・建築構造設計基準の資料(平成30年版)
- ・建築工事標準詳細図(平成28年版)
- ・構内舗装・排水設計基準(平成27年版)

- ・構内舗装・排水設計基準の資料(平成27年版)
 - c. 建築積算
 - ・公共建築数量積算基準(平成29年版)
 - ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(平成30年版)
 - ・建築工事見積書標準書式(建築工事編)(平成30年版)
 - d. 設備
 - ・建築設備計画基準(平成30年版)
 - ・建築設備設計基準(平成30年版)
 - ・建築設備工事設計図書作成基準(平成30年版)
 - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)
 - ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)
 - ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)
 - ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準(平成28年版)
 - ・建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)(2014年版)
 - ・建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)(平成30年版)
 - ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン(平成22年版)
 - ・ZEB設計ガイドラインver1(2018年版)
 - e. 設備積算
 - ・公共建築設備数量積算基準(平成29年版)
 - ・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)
 - ・公共建築工事見積標準書式(設備工事編)(平成30年版)
- (4) その他、設計業務の履行に係る条件等
- a. 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならない。
 - b. 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に業務カルテを登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されていることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録」を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。
 - c. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査

施工範囲内の地下埋設物・躯体埋込み配管等について、貸与された資料等を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル(営繕版)」(中部地整策定)をもとに検討するものとする。
 - d. 成果物提出場所

成果物の提出場所は、まちづくり推進室。

e. 成果物の取り扱いについて

本設計業務の成果物に係る著作権については、発注者に帰属するものとする。ただし受注者の通常の発表に使用すること等を妨げるものではない。

f. 電子成果品の提出

電子成果品の提出については、データを格納したCD又はDVDを2部、その他監督職員から指示のあったデータの印刷出力及び手書きで作成させた資料を簡易製本したものを1部とその写しを1部提出する。

g. 設計図CADデータの施工業者への貸与

本設計業務の成果品として提出された設計図CADデータについては、当該工事における施工図及び当該施設の完成図作成のために限り、当該施設の請負業者に貸与を行う。なお、著作権は受注者に属する。

h. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者が協議し決定する。

5. 成果物

(1) 基本設計

成果物等	原図	写し	適用
1) 建築(意匠) ・建築(意匠)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 外構図(駐車場を含む整備予定地内すべて) 備品、什器、サイン基本レイアウト図及び概略設計図 ・工事費概算書	各1部	各1部	
2) 建築(構造) ・建築(構造)基本設計図書	各1部	各1部	

構造計画説明書 構造設計概要書 ・工事費概算書	各1部	各1部	
3) 設備 a. 電気設備 ・電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・工事費概算書 b. 機械設備 ・機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・工事費概算書	各1部 各1部 各1部	各1部 各1部 各1部	
4) その他 日影図 透視図(外観及び内観) 模型 各種検査・調査結果報告書 部屋別面積表 県産材・県産品活用検討書	各1部 各1部 一式 各1部 各1部 各1部	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	
5) 資料 基本設計書概要版 各種技術資料 各記録書 各種データ 関係者等との協議に必要な資料 住民等への説明会等に必要な資料 その他、会議に必要な資料	各1部 一式 一式 一式 一式 一式	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	※CD-Rによる提出

(注) : 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

: 建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。

:工事費概算書の作成は「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2)実施設計

成果物等	原図	写し	適用
1) 建築(意匠) ・建築(意匠)設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩形図 展開図 天井伏図(各階) 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図(駐車場を含む整備予定地内すべて) 備品、什器、サインレイアウト図及び詳細設計図 建築意匠カラーコーディネート図 ・確認申請図書	各1部	各1部	※CD-Rによる提出
2) 建築(構造) ・建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 伏図(各階) 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・構造計算書	各1部	各1部	※CD-Rによる提出

3) 設備			
a. 電気設備			
<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護施設図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ・電気設備設計計算書 	各1部	各1部	※CD-Rによる提出
b. 機械設備			
<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 	各1部	各1部	※CD-Rによる提出

空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 雨水利用設備図 排水再利用設備図 ごみ処理設備図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 特殊設備図 ・機械設備設計計算書	各1部	各1部	
4) 積算 a. 建築積算 ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量算出書のうち建築工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) ・単価資料 b. 電気設備積算 ・電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) ・単価資料	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	※CD-Rによる提出 ※CD-Rによる提出

c.機械設備積算 ・機械設備工事積算数量算出書 ・機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編) ・単価資料	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	※CD-Rによる提出
5)その他 ・透視図(外観及び内観) ・模型 ・確認申請書及び図書 ・建築物エネルギー消費性能確保計画 ・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ・省エネルギー関係計算書 ・概略工事工程表 ・維持管理費概算書 ・部屋別面積表 ・県産材・県産品活用検討書	各1部 一式 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	※CD-Rによる提出
6)資料 ・各種技術資料 ・構造計算データ ・各記録書 ・使用材料の資料収集	一式 一式 各1部 一式	各1部	

(注):建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

:建築構造の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中に含めることができる。

:積算数量算出書の作成は、積算営繕システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)によることができる。

:設計図は、適宜追加してよい。

:成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。

:「※CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、「建築設計業務等電子納品要領(平成30年版)」による。

:各種データのファイル形式は、監督職員と協議を行う。

:電子媒体(CD-R)の提出部数は2部とする。

:工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。